

一般社団法人 水口病院:女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての女性職員がもっと活躍できる雇用環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

2. 内容

目 標	達成時期	具体的な行動計画	おおよその時期
管理職(課長、師長、室長)以上の女性割合が18.5%であり20%以上にする	令和8年3月31日	管理運営会議で各管理職に目標を周知する。	令和6年12月
		女性職員に外部研修に積極的に参加してもらう。	令和7年4月～
		女性の多い主任クラスに法人全体ことを議論する機会を設ける。	令和7年9月～
		管理職の女性割合を20%以上にする。	令和8年3月迄

目 標	達成時期	具体的な行動計画	おおよその時期
男性の育児休業取得者を1以上にする。女性の育児休業取得率を100%にする。	令和8年3月31日	管理運営会議で各管理職に目標を周知する。	令和6年12月
		配偶者が出産予定の男性職員に産後パパ育休など育児休業制度を説明し給付があることを啓発していく。	令和6年12月～
		短時間勤務の女性職員に育児休業を取得するように管理職から働きかける。	令和7年4月～
		男性の育児休業取得者を1以上にする。女性の育児休業取得率を100%にする。	令和8年3月迄